

添付法令資料 4 :

ベトナム人民裁判所組織法 (目次)

24.06.24 可決 法律第 34/2024/QH15 号 / 25.01.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 22 条)
- 第 2 章 裁判所の任務及び権限
 - 第 1 目 審理職権に従った裁判所の任務及び権限 (第 23 条ないし第 25 条)
 - 第 2 目 人民裁判所の任務及び権限 (第 26 条ないし第 38 条)
- 第 3 章 国家裁判官の選任及び監察評議会 (第 39 条ないし第 45 条)
- 第 4 章 機構組織
 - 第 1 目 最高人民裁判所 (第 46 条ないし第 49 条)
 - 第 2 目 上級人民裁判所 (第 50 条ないし第 54 条)
 - 第 3 目 省及び中央直轄市の人民裁判所 (第 55 条ないし第 58 条)
 - 第 4 目 県、郡、市社、省直轄市及び中央直轄市に属する都市の人民裁判所 (第 59 条ないし第 61 条)
 - 第 5 目 特別専門第 1 審人民裁判所 (第 62 条及び第 63 条)
 - 第 6 目 軍事裁判所 (第 64 条ないし第 72 条)
- 第 5 章 人民裁判所における幹部、公務員、職員及び労働者
 - 第 1 目 通則 (第 73 条ないし第 75 条)
 - 第 2 目 人民裁判所の長官及び副長官 (第 76 条ないし第 87 条)
 - 第 3 目 裁判官 (第 88 条ないし第 110 条)
 - 第 4 目 裁判所審査員及び裁判所書記 (第 111 条ないし第 120 条)
- 第 6 章 陪審員 (第 121 条ないし第 134 条)
- 第 7 章 審理の組織化 (第 135 条ないし第 141 条)
- 第 8 章 人民裁判所の活動保証 (第 142 条ないし第 149 条)
- 第 9 章 施行条項 (第 150 条ないし第 152 条)